○構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（第百五十九回国会平成十六年四月二十三日衆議院内閣委員会附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

一　株式会社による医療参入に係る特例措置については、高度医療の範囲を限定することとし、経済的波及効果、国民医療の進展効果等の実証を行い、その結果を公表すること。

二　株式会社による医療参入に係る特例措置について経済的波及効果、国民医療の進展効果等がない場合には、構造改革特別区域における株式会社の医療参入について、議論をし見直しを行うこと。